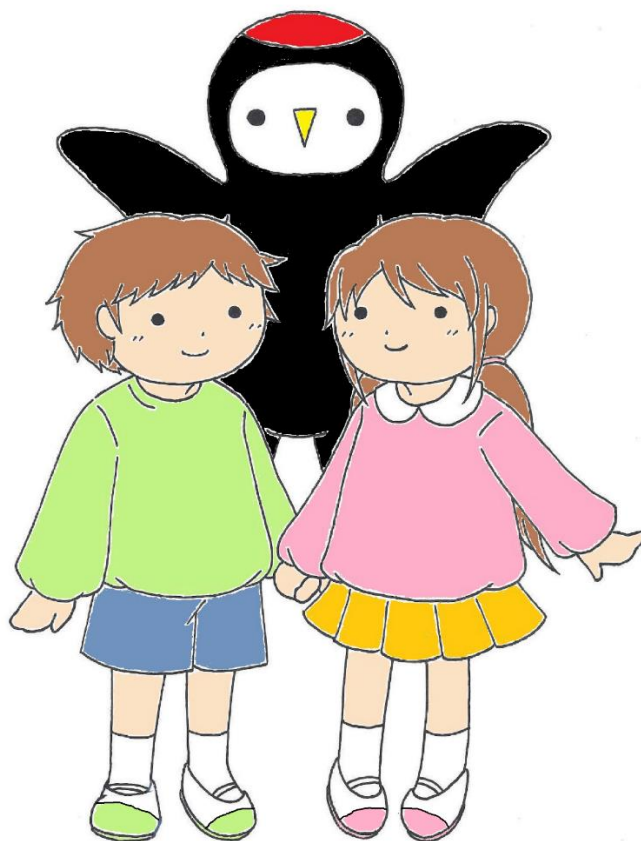


令和7年度 常陸太田市 保育園等入園のご案内



常陸太田市役所(分庁舎1階)
保健福祉部 子ども福祉課 保育係

〒313-8611 常陸太田市金井町 3690
TEL : 0294-72-3111 (内線 146・175)
FAX : 0294-72-5150

申込書提出先
子ども福祉課 または 各支所窓口



目 次



保育園・認定こども園・家庭的保育園とは・・・P1

教育・保育施設等を利用するための保育の必要性及び必要量の認定について・・・P2

保育を必要とする事由について・・・P3

教育・保育施設等の利用者負担（保育料）について・・・P4

入園申込みに必要な書類・・・P5

保育園等入所申込期間および審査結果の日程・・・P6

常陸太田市の保育園・認定こども園・家庭的保育園一覧・・・P7

保育園・家庭的保育園とは

保護者が仕事などのためにお子さんを家庭で保育できないとき、児童を日々保育する児童福祉施設です。

認定こども園とは

幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的におこない、地域の子育て支援も行う施設です。



教育・保育施設等を利用するための保育の必要性及び必要量の認定について

幼稚園・保育園・認定こども園・家庭的保育園等の利用を希望する保護者の方は、市に『子どものための教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設利用申込書』を提出し、利用のための「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。

○保育の必要性について

申請内容に基づき認定区分や利用時間等が決定されます。

【3つの認定区分】

認定区分	年齢	対象	利用時間	利用できる施設・事業
1号認定 (教育認定)	満3歳 以上	教育を希望する場合	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（教育区分）
2号認定 (保育認定)	満3歳 以上	保育を必要とする事由に該当し、保育所	保育標準時間 保育短時間	保育園・家庭的保育園 認定こども園（保育区分）
3号認定 (保育認定)	満3歳 未満	等での保育を希望する場合	保育標準時間 保育短時間	

※3号認定は満3歳の誕生日の前々日までが認定の有効期間です。3歳になるときは2号認定に変更した支給認定証を交付します。申請等の手続きは必要ありません。

○保育の必要量（利用時間）について

就労等の事由で保育を利用する場合、利用時間は次のいずれかになります。

保育の必要量	保育時間	就労時間
保育標準時間	1日最長 11 時間の中で必要とする保育時間	月120時間以上
保育短時間	1日最長 8 時間の中で必要とする保育時間	月48時間以上120時間未満

※保育標準時間・保育短時間のそれぞれ利用できる範囲の中で、保育が必要な時間に応じ施設を利用していただくことになります。

※就労時間は保護者のうち就労時間が短い方を基準にします。



保育を必要とする事由について

保育の認定（２号認定・３号認定）を受けるには、保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当している必要があります。小学校入学準備のため、集団生活を体験させるため、あるいは下のお子さんの保育に手がかかるためなどの理由は入所の対象となりません。

事由	入所資格
就労	常態的に月４８時間以上（原則週３日以上）就労の場合。 *産休・育休中の方は、就労を理由とする入所はできません。ただし、育休明けで入所月の翌月１日までに職場復帰される方はお申込みいただけます。 *無報酬など正当な金銭収入を目的としない労働（家業の手伝い、自家用の農業等）での入所はできません。
妊娠・出産	概ね産前８週から産後８週。 *就労中であっても、妊娠・出産による入所の方は、育児休業取得による入所期間の延長はできません。期間終了後に退所となります。
育児休業取得時の継続利用	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合 *認定期間は育児休業が終了する月又は新しく生まれた子の１歳の誕生日の前日の属する月のいずれか早い月までとなります。
疾病・障害	保護者の疾病や負傷、心身の障害により児童の保育ができない場合。
介護・看護	親族を常時、介護または看護している場合。
災害復旧	火災、風水害又は地震などの災害を受け、その復旧の間である場合。
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合。（起業準備等を含む） *入所期間については、入所後３ヶ月以内となります。継続した入所には最終月の２０日までに就労証明書の提出が必要となります。
就学	就労の条件に準じます。 *職業訓練校等における職業訓練を含みますが、自宅学習は認められません。
虐待・DV	児童虐待やDVの恐れがある場合。

※アレルギーや疾病・障害のあるお子様のお申し込みをされる保護者の方へ

お子様にアレルギーや疾病・障害がある場合やお子様の発達等で気になることがある場合は必ずお申し出ください。

疾病・障害の程度によっては、主治医の意見書や診断書等を提出していただきます。なお、意見書等の内容により、受入態勢が整うまで入所をお待ちいただくことがあります。また、集団保育が難しいと判断された場合は、入所をお断りすることがあります。

施設等により対応が異なりますので、事前に見学したうえでお申し込みください。

教育・保育施設等の利用者負担（保育料）について

①保育料について

保育料の額は、保護者の所得に応じ、国が定める基準を上限として、市が独自に定めています
令和7年度の保育料については、4月上旬に決定します。

なお、3歳児以上（基準日：4月1日）については、保育料・給食費は無償です。

（当市では子育て支援の一環として、3歳児以上の給食費完全無償化を実施しています。）

その他、教材費などの実費については、在籍する園で別途徴収となります。

②算定基準

下記のとりの市町村民税所得割額を基に算出します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度の市町村民税所得割額 （令和5年1月～12月の収入）					令和7年度の市町村民税所得割額 （令和6年1月～12月の収入）						

③第3子保育料の免除

当市の子育て支援事業により、3歳児未満で第3子以降のお子様は申請により免除（無料）となります。

④保育料の納入先

公立の保育園・認定こども園	常陸太田市に納付
私立の保育園	
私立の認定こども園	在籍する園に納付
家庭的保育園	

⑤納入方法

保育料は口座振替により納めていただきます。市内の各金融機関窓口にて備え付けの依頼書にてお手続きください。納期は各月末日です。ただし、金融機関が休業日の場合は、翌営業日になります。なお、園で徴収する教材費等の口座振替とは別の手続きが必要です。

⑥その他

保育料を滞納しますと、「差押」などの処分が執行される場合があります。



入園申込みに必要な書類

1. 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 教育・保育施設利用申込書

申込児童 1 人につき 1 枚必要です。

2. 添付書類

① 保育を必要とする証明書等……1 世帯につき 1 枚、保護者いずれも必要です。

保護者の状況	提出書類
就労	就労証明書 ・就労先からの証明が必要です。(作成日が3ヶ月以内のもの)
妊娠・出産	母子手帳の写し(保護者氏名および出産予定日が記載されているページ)
疾病・障害	保護者の診断書(原本)または各種手帳の写し ・診断書は保育困難であることが明記され、診断日及び療養期間の記載があるもの。(作成日が提出日の1ヶ月以内のもの) ・各種手帳の写しは、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれか。
介護・看護	介護・看護状況申告書および介護・看護が必要な方の診断書(原本)または介護保険証(介護区分が記載されたもの)の写し ・原則として、同居の親族が対象となります。
災害復旧	り災証明書等
求職活動	ハローワークカードの写しまたは受付票の写し
就学	在学証明書およびカリキュラム等 ・カリキュラム等は、授業・講習時間と履修する科目や教科の名称が記載されているものがが必要です。(時間割のみは不可)
虐待・DV	暴力被害者等の保護に関する証明書等

※就労で入所申し込みをされた方で、収入の確認ができない場合は、別途確認書類(賃金明細書等)の提出を求めることがあります。

② 保育所等入所調査票……申込児童 1 人につき 1 枚必要です。

※アレルギーや疾患、障害がある等施設に配慮してほしい事項があれば、その旨を記載してください。医師の診断書等の提出を依頼する場合があります。

3. 本人確認ができるもの

【番号確認のため】マイナンバーカード、通知カード等を提示してください。

【身元確認のため】運転免許証等(顔写真のない本人確認書類等は2種類以上)を提示してください。※公的機関が発行したものに限る。



保育園等入所申込期間および審査結果の日程

令和7年4月入所希望の方

【受付期間】

一次受付 令和 6年11月 1日（金） ～ 12月 6日（金）

二次受付 令和 7年 1月 6日（月） ～ 2月 7日（金）

※二次受付に関しては、一次受付の選考調整後の空き枠での受付となります。

他市町村の保育園等を希望される方

希望保育施設のある市町村に申請期限、申請方法を確認のうえ市町村の締切日7日前までに、本市にお申し込みください。他市町村の申請期限が早い場合は、本市の受付期間前であっても受付いたします。

【決定時期】

一次受付 令和7年1月下旬 二次受付 令和7年3月中旬

※結果については、郵便にて通知いたします。

令和7年5月～入所希望の方

（日程表）

入所希望月	申込期間	審査日／決定日
5月	2月3日（月）～3月31日（月）	4月15日（火）
6月	3月3日（月）～4月30日（水）	5月15日（木）
7月	4月1日（火）～5月30日（金）	6月16日（月）
8月	5月1日（木）～6月30日（月）	7月15日（火）
9月	6月2日（月）～7月31日（木）	8月15日（金）
10月	7月1日（火）～8月29日（金）	9月16日（火）
11月	8月1日（金）～9月30日（火）	10月15日（水）
12月	9月1日（月）～10月31日（金）	11月17日（月）
1月	10月1日（水）～11月28日（金）	12月15日（月）
2月	11月4日（火）～12月26日（金）	1月15日（木）
3月	11月4日（火）～1月30日（金）	2月16日（月）

常陸太田市の保育園・認定こども園・家庭的保育園一覧

区分	園名 所在地・連絡先	定員	受入年齢	保育時間※	特別保育等
公立保育園	木崎保育園 木崎一町 708-3 72-0229	60	満 1 歳から就学前まで	平日 7:30~19:00 土曜 7:30~18:30	一時預かり保育
	宮ノ脇保育園 新宿町 1313-2 72-3265	60	満 1 歳から就学前まで	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~18:30 ※土曜保育は木崎保育園にて行います。	
私立保育園	愛保育園 稲木町 3 72-2723	140	0 歳（生後 2 か月）から就学前まで	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00 日曜 8:00~18:00 休日 8:00~18:00	延長保育 休日保育 一時預かり保育 病後児保育
	はすみ保育園 木崎二町 937 72-7424	70	0 歳（生後 2 か月）から就学前まで	平日 7:00~20:00 土曜 7:00~19:00 日曜 7:00~18:00 休日 7:00~18:00	延長保育 休日保育 一時預かり保育 病後児保育
	太田あすなろ保育園 岡田町 1701-1 74-5030	70	0 歳（生後 4 か月）から就学前まで	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~18:30	
	らいらっく保育園 谷河原町 1644-3 87-8110	105	0 歳（生後 6 か月）から就学前まで	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00 休日 7:00~18:00	延長保育 休日保育
公立認定こども園	のぞみこども園 幡町 1311 74-4006	115	0 歳（生後 6 か月）から就学前まで （1 号認定児含む）	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30 1 号 8:30~14:00	1 号預かり保育
	うぐいすこども園 高柿町 257-5 76-2044	185	0 歳（生後 6 か月）から就学前まで （1 号認定児含む）	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30 1 号 8:30~14:00	一時預かり保育 1 号預かり保育
	すいふこども園 松平町 1136 85-0162	65	0 歳（生後 6 か月）から就学前まで （1 号認定児含む）	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30 1 号 8:30~14:00	一時預かり保育 1 号預かり保育
	さとみこども園 大中町 60-8 82-2815	70	0 歳（生後 6 か月）から就学前まで （1 号認定児含む）	平日 7:30~19:00 土曜 7:30~12:30 1 号 8:00~13:30	一時預かり保育 1 号預かり保育
私立認定こども園	太田さくら認定こども園 中城町 4451 33-7111	195	0 歳（生後 2 か月）から就学前まで	平日 7:00~20:00 土曜 7:00~18:00 日曜 8:00~18:00 休日 8:00~18:00 1 号 8:30~13:30	延長保育 休日保育 一時預かり保育 病児保育 （体調不良児型）
家庭的保育園	ぽこ・あ・ぽこ 宮本町 422 80-6686	5	0 歳（生後 10 か月）から 2 歳児まで	平日 8:00~17:00	一時預かり保育 延長保育
	ひよこ園 三才町 1-1 72-7305	5	0 歳（生後 6 か月）から 2 歳児まで	平日 8:00~17:00	一時預かり保育 延長保育

※保育短時間でのご利用の方については、園毎に預かり時間が異なりますのでご注意ください。

※一時預かりは未就学児が対象

※病後児保育は事前登録制